

28 多様な農業者向け制度金融

【10,947(11,280)百万円】

対策のポイント

「農業の6次産業化の推進」「意欲ある多様な農業者の育成」の観点から、農業改良資金の拡充・短期運転資金の創設等、農業制度金融の充実を図ります。

<背景/課題>

「補助から融資へ」の政策転換の中、意欲ある多様な農業者の取組を支援するため、農業者の創意工夫をより一層生かすことのできる融資制度の充実が求められています。

また、農業の6次産業化の取組の進展や農業法人の増加に伴い、昨今雇用労賃等の短期運転資金の需要が増加傾向にあることから、農業者が短期運転資金をより円滑に調達できるよう支援する必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達を円滑化

<主な内容>

1 農業改良資金の拡充等

生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に活用可能な無利子の農業改良資金について、「農業の6次産業化の推進」「意欲ある多様な農業者の育成」に伴い必要となる資金需要に対応するため、融資枠を300億円に拡大します。

(併せて、本資金をより使いやすいものとするため、貸付限度額を個人5,000万円(法人1億5,000万円)に引き上げます。)

また、認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置(貸付当初5年間実質無利子化)については、800億円の融資枠を設定します。

農業改良資金利子補給金 507(78)百万円
スーパーL資金等の金利負担軽減措置等 10,257(11,201)百万円
取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

2 新たな短期運転資金制度の創設

6次産業化の取組等を行う意欲ある農業者(※)を資金面から支援するため、民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式による、新たな短期運転資金制度(新スーパーS資金)を創設します。(融資枠190億円)

併せて、本資金の借入者が無担保無保証人で基金協会の債務保証を受けられるよう、基金協会の債務保証引受基盤を強化するための資金を交付します。

※ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」の総合化事業計画認定者及び認定農業者

農業経営改善利子補給金等交付事業 183(0)百万円
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会
取扱金融機関：農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

お問い合わせ先：

1,2の事業 経営局金融調整課 (03-3501-3726(直))

1の事業(農業改良資金関係)

経営局人材育成課 (03-3591-5831(直))

平成23年度における農業金融の見直し

○ 「6次産業化の促進」「意欲ある多様な農業者の育成」をキーワードに農業制度金融を見直し

	政府系（日本公庫）		民間（農協系統、銀行等）	
資金	農業改良資金 (拡充)	スーパーL資金 (金利負担軽減措置)	農業近代化資金 (金利負担軽減措置)	新スーパーS資金 (新規)
対象者	○ 主業農家	○ 認定農業者	○ 主業農家 (金利負担軽減措置は 認定農業者)	○ <u>六次産業化法認定者</u> ○ <u>認定農業者</u>
利率	○ 無利子	○ 貸付当初5年間実質 無利子 (0.70~1.50%)	○ 貸付当初5年間実質 無利子(認定農業者) (0.70~1.35%)	○ 短期プライムレート (1.5%)程度
貸付期限	○ 10年以内 (据置期間3年以内) (六次産業化法認定者は12年 (据置5年)以内)	○ 25年以内 (据置期間10年以内)	○ 15年以内 (据置期間7年以内)	○ 1年 (経営改善計画期間内)(原則)
限度額	○ <u>個人5,000万円</u> ○ <u>法人1億5,000万円</u> <u>(引上げ)</u>	○ 個人1億円 ○ 法人3億円	○ 個人1,800万円 ○ 法人3,600万円	○ 六次産業化法認定者 ・ 個人1,000万円 ・ 法人4,000万円 ○ 認定農業者 ・ 個人500万円 ・ 法人2,000万円
融資枠	○ <u>300億円(拡充)</u>	○ <u>金利負担軽減措置融資枠 800億円</u> (スーパーL資金と農業近代化資金の合計)		○ <u>190億円(新規)</u>
備考	○ 農協・銀行等の窓口でも借入可能			○ <u>本資金の借入者に対 し、無担保無保証人保 証を措置</u> (特別保証枠190億円(新規))

※ 利率は平成22年12月20日現在